

指定管理者・区民利用施設における第三者評価実施フロー

指定管理者

評価機関

評価機関の選定

契約内容等の説明

契約締結

事前説明

自己評価の実施（2週間程度）
自己評価および事前書類の提出

指定管理者自己評価・事前資料の確認
事前分析（2週間程度）

訪問調査（施設見学、ヒアリング、書類確認等） 原則 1日

調査結果とりまとめ（2～3週間程度）

暫定 第三者評価結果

結果内容の確認
修正の要請、コメント提出（1週間程度）

最終評価結果の決定（2週間程度）

確定 第三者評価結果の受理

確定 第三者評価結果の報告

第三者評価結果を横浜市へ報告・自己開示

横浜市へ報告（レポート提出）

業務改善に向けた取り組みの実施